7 問題は半解決の道を得たのである。

- 長崎市役所職長崎略史稿本第六、 御御制 死禁 書籍譯書、長崎市役所臟瓊浦通上、 長崎志六、
- 御、免書籍譯書、好書故事、卷七四、御制禁書籍譯書、好書故事、卷七四、

- \exists 五月雨抄上、
- 9 好書故事卷七四、
- 至 御 兔 告籍譯書、 通航一覽卷一九三及一九九、 五月雨

抄上、

清朝の諸叛亂こ支那叛亂の性質

文學博士

矢

野

等を編造散布し、 あり、 豐 を傳習し、 の大飢はなかつたが、 其の中間の道光時代三十年は内胤としてはそれ程 旗殿名號を樹立し、 嘉慶時代に白蓮教、 同治時代に所謂髮匪、 種 雍正、 々の名目の匪徒が會を結び所在嘯聚脅誘 悖逆の經卷、 乾隆の三代百數十年の平和時代の 師徒相拜授し、人心を蠱惑し、 一時的一地方の小鼠は度々 圖像、 焚搶劫掠を為し、 天理教の大亂が起り、 捻匪の大亂が起 符咒、揭帖、 叉邪穀 つった。 歌謠 威 叛亂、 **邻があり、** 海疆に於ては英吉利の倭冦に依つて起つた鴉片戰

に依つて起つた騒動、廣東、福建、 又回疆に於ては張格爾、 偽號を創立し、 に起つて居る。それに湖南、 夥黨を

糾結し、 んことを謀り、 四川邊境の夷匪の叛亂なごも絶えず起り、 邪術を學び、刀槍等を搜括隱藏し、 黨與を分布し、官を裁し亂を爲さ 敗露した様な事件は、各地 王素普、 廣東、 浙江、 七和卓木の侵入 廣西の猺人の 江蘇等の に頻繁

なかく一騒々しき時代で、

到底平和時

代と云ふことは出來ず、 あつたとでも考へなければならない様な時代であ を經て、咸豐、同治に至る四代六十年程の時代は で平定すれば、一 であつた。さう云ふ譯であるから、嘉慶から道光 でも大亂となり得べき形勢は實に道光時代の形勢 つた。小さな叛亂は次ぎから次ぎと起り、 がなかつたのは、 の旗幟の下に之を號召するものがあれば、 地方で起ると云ふ有樣で、 只だ次ぎの大亂の準備の爲めで それにも拘はらず、 地方 何時 潜し 大亂

遠ひ、 黄巾、 唐末の黄巢、 之時,と述べてある。邪教に關係のない隋末の群盗 蜀之米賊,宋之儂知高、 家の末造となつたのである。 其の朝家の末造であるから起つた譯でなく、 ざの叛亂が起つて、 ければ起らぬかと云ふにさうでは ければ起らず、群盗土匪の叛亂は朝家の末造でな の滅亡を來した樣な叛亂は末葉に起つて居る。然 徐鴻儒、唐賽兒等類、皆起于中葉以後、政治略弛 如漢之張魯, 征邪教疏に、伊古以來、焚香泉、徒、 主義の政治であつたから、法治主義の政治の國と が起つて其の朝家は滅亡したから、 し焚香聚徒の邪敎は政治の弛廢した中葉以後でな 必ず政治の及ばぬ範圍があるのであつて、 隋末の群盗、 張角、 明末の閲賊李自成の叛亂でも、 それぞれの朝家は滅亡したが 晋之孫恩、 唐末の黄巣、 明之劉六、 支那は敷十年來德治 **盧循、六朝及唐川** ない。 明末の李自成な 劉七、 それぞれ 斂,米入,敎、 東漢末 趙風子 それ 朝家 の朝 0

内亂時代と言つてもよい譯である。

亂を起 らる 其 ればかう云ふ平和 躍 かう云ふ時代であれば叛亂を起さぬ限り彼等の活 時代にも彼等の活躍する餘地は十分にある。 亂を起しても、 的よく行はるゝ樣な時代にも免れない。只かう云 朝 或は横行跳梁することが出來るのである。 樣な政治に反抗的の不逞分子は所在に潜蹤逃匿 大局の糜爛となる様な大叛亂に至らずして鎮定 ふ時代には、 に却 一廷の威力が盛んで、 の範圍 > (さぬ前に發覺して處分せらるゝか、 かに過ぎない。 つて都合が好い様にも思はれる。彼等から見 一は相當に廣いのであるから、 彼等は幾分屛息して居るか、 時一地方だけの小叛亂に止まり の時代は卽ち次ぎに來 紀綱の振肅し、 さう云ふ譯だからかう云ふ 仁政の比較 土匪群盗 るべ i n 或は 或は 或は き叛 叛 난 叛 は L 0

> 着の人民で外來の游民でない、 譯である。 政治の及ばぬ範圍にはかう云ふ無數の游民もある 民を嚴査せんことを請ひし時、 支那に於ては土匪群盗や游民ばか 邪教の叛亂を防ぐことは出來ないと述べて居る。 清の叛亂に言及し、此の叛亂の如き、首夥各犯は土 いにも程があると叱責の上諭を下した。 **編ねく調査することが出來やうか、** 地方遼濶で、 れが為めである。 の人民も隨分政治の及ばぬ範圍 嘉慶帝は又此の上諭に於て天理敦徒 無籍の游民は億計し難い、 嘉慶帝の時或る御史が各省の游 游民を嚴査しても 嘉慶帝は各直省 にある様に考へな りでなく、 事の分か 聖訓、聖治 ごうして らな 土着 林 は

が祖維して朝と黄州守ニ童へし、体籍の茂猷の爲「乾隆二十三年に安徽頴州、宿松等の流丐百餘人ければならぬ場合がある。

帶し、沿途搶奪格鬪を行ひ、捕を拒き人を傷けため、己むを得ず出外食を乞ふと稱して、刀斧を携が相擁して湖北黄州府に竄入し、本籍の災歉の為

敎

なぎが容易に蔓延流傳することの出來るのもこ

も支那に於ては白蓮教の様な國法違反の邪

時代に

鄒時代

の準備時代と言へるか

でも知れ

ภู

かう云ふ

第十一卷 研 沉 清朝の諸叛亂さ支那叛亂の性質 收に加へて、

地方官が妄りに額外

の加

微を行

饑寒に迫られ、

つたのであ

る

かゞ

調査して見ると、

それ

は

事.

此の年は決

して

凶歌なごと言ふ

べ

车

Ш

東白蓮教徒王倫

の叛亂

0 時 明かであると云ふ上諭を發して居る。

鬪を爲す筈はない、

これは決して饑餓の為

器械を私携し、

多

一人を糾約して、

沿途搶竊拒

なく、

況

<

・鄕土を離れて食に他處に就く譯は

乞ひ、已むを得ず流離轉徙するものでないこごは 激變を致したのであると言 二十三年間一日の如く怠ら 乾隆帝は各省の偏災あるに 彼等は年歳の歌 乾隆三十九 方官の散 き年では 心め食を 軽々し 夫も所 なく が、 質で して 捕 ひし 格 亂の時、 どなく、 撫恤を務めたのである、 **軫念せざるなく、** あるか、 **之に附和隨從して起ると云ふことはごう云ふ譯で** 羽を糾合し、 田五の叛亂の時には、乾隆帝は田五等が多數 考へられない。 から之に加擔しなかつたまで~、 て居るが、 を激發した結果で、 民に恩惠を加へて已まなか 叛亂に加 が分かつた。乾隆四十六年の回殺徒蘇四十三の叛 ことなく、 各處共に貯藏もあり、 乾隆帝は蘭州の百姓が一人も賊に從 貧民が所を失つたと云ふこともな 即位以來數十年股は民苦の疾苦に對 はつたも それは回 官吏に横徴加派 期を定 それだから乾隆四十九年の回 Ō 甘粛に對しては殊に意を加へて 仁政の明効大験であると言 ゕ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚ 一教徒に對する支那人民の めて事を起すと遠近の ない 甘肅は連年 つた為め、 O) 0 事實 は、 人民も救災を訴 仁政 實に が なか 水旱災歉 閻閻 朕 の効験 カゞ つたこと 李 回 の V 僧惡 気の黨 ぞは 天良 日邊 つて して めこ iż N

又良民であれば自然貧を守り分に安んじ、

赈

宜

しきを得る以上は百姓の逃荒を致す筈は

已に加恩賑恤を為したることなれば、

地

なかつた、

頴州は去年の偏災の罹災地である

を失はんことを恐れ、

遇ふ

毎に、

朕は帑金を惜まずして賑恤

し

様な事件のあつた時、

第二號 二七 (三)九

徒 「の煽誘する機會もない筈である、 賊徒が之に乗じ 地方官の勒索

帯派の為めに百姓が苦累を受け、 て亂を唱へ事を起すに至つたのであ る かり それさ

機會を得たものか、 V は支那人民の回民勦洗を宣傳し、 も總督なごの邪殺査辦 捕獲の賊首に 就き一 起事 が密ならざりし為め、 々研鞫し、 の理由はごうも分からな 回民を煽誘する 又現地に於て 遊回

恤を加 十年來仁政に感休した筈である、 の人民を恩養すること至らざるなく、 ないと云ふ事實もなく、 又貪官汚更が背 地方の災歉に賑 回民も百數

精密に調

査しなけ

ればならぬ

と云ふ上渝、

叉朝廷

鑑起萠生せんとして居るのである。

徭酷派 激變せしめたと云ふこともない? それにも拘はら ず逆回等が光天化日の下其の逆謀を肆まゝにし、 して百姓を擾累することを総容して事端を 糾集して、 蔓延猖獗を致せるは、 總督な

ごの辦

理不善もあらうが、

彼等の徳も威ずる能

は

も制する能はざる天性稔惡不逞の亂民であ

宗時代の荆襄賊徒の亂なご、

皆中葉以前の叛亂で

四

Ш

勾

ある。 るからであると云ふ意味の上諭を發して居 るので

ない。 叛亂がなく、衰世だから叛亂があると云ふ譯 ず叛亂が起らないと云ふ譯では 地方官に帯派勒索のことがない さう云ふ譯 何時でも又何處でも機會が で 支那に於ては仁政 ない。 か あ らと言つて、 b かが 隙 衍 があ 一世だか は れて、 れば では 必 Ġ

の二年 江西、 **飢と言ふべきか** 數多の州縣を陷 初期の太宗時代に起つた。 中葉以後さしても、 朋 の宣宗時 朱の儂知高の叛亂は仁宗時代で、 前の 浙江の鄧茂七、 代の江 直 隷 は疑問であるが、 n 貝 州 西 蜀の王小波、 一賊徒の亂、 成都までも占領したのであ 縣清 薬宗留、)ū の卒王 一時數十萬の衆を擁 爽宗時代 陳鑑湖等 则 李順等 姑らくそれを其 の叛亂 中葉以後の叛 の叛亂 0) の と同様に 福 憲 る は L

ある。

亂 貴州 の高宗時代の安徽浙江に於ける女子陳碩眞 謝無 靈の 亂 陝西白鐵余の鼠も初期の叛 0

清朝に於ても最も隆盛の時代と稱せらる ン康熙

飢と言は

なけ

ればならぬ

件に至っては殆んざ擧ぐるに遑がない程澤山ある。 亂を起すに至らずして發覺しだ澂匪會匪の謀逆事 の時代にも隨分種 々の叛亂は起つて居る。叛

湖南、 肅十省に亙つた大叛亂であつた吳三桂等三藩の叛 康熙十年から十八年に至る八年間、 四川、 福建、 廣東, 廣西、 江西、 雲南、 陝西、 貴州 甘

別は別としても、 叛亂平定後、 あつた。これは奸民夏逢龍、 漸次裁撤された湖廣總督麾下の標兵 康熙二十七年には武昌の兵變が 妖僧大元等が三藩

> 稱し 僅か二箇月程で平定されたが、 諸州縣は或は攻陷せられ、 攻掠し、 た大叛亂であつた。 武昌、 漢陽、 德安、 康熙 或は之に應じて叛起し 黄州等湖北各府州 四 十四 時脅從者 五年 カコ 製萬 ら四十

もの 命的叛亂であつた。 朱三太子と稱した明の宗室王士元父子を戴 結び、近傍を横行劫掠した張念一の盗案は、 が非常の多數に上つた。 時江蘇浙江に於て之に從 康熙 四十九年 いた革 脳 建 کر

七年まで二三年間浙江大嵐山を根據として、

らず賊巢に近き村民は耕織を廢せず、 に於て數千人の人民を脅從して、 盗首陳五顯等が永寿州永春、 官兵に拒抗 福建提督藍理がそれ **徳化二縣の交界地** 搶掠を縦まるに 生業に安ん も拘は

盗にも畏懼逃避する百姓が數千人の盗賊に槍奪 じて居ると上奏して、 れて仍ほ耕織を廢せざる筈はない、 為めよい加減の欺言を言ふものでない 康熙帝から三四十人程 自分 と叱責さ (D) 卵を掩 の强

龍自

から總統

兵馬大元帥と稱

文武官を任命し

||旗翦髮を以て標識となし、

武昌に據つて

四方を

افحر

第十二

研

窕

清朝の諸叛飢さ支那叛亂の性質

等の不平を利用して、

武昌城中に旗上げし、

夏逢

二九

東、 ある。 又好民郭英が明の後裔朱復業を撫養して子となし 胍 孫ご称 荫 なり、 李雪臣と勾結 十六七年河南蘭陽縣の奸民李雪臣父子が或 進んで雲南省城を襲取せんと企てしこと、 四十二年湖南鎮草の紅苗の叛亂、 の家に於て白蓮教を名さし、徒を聚め衆を惑はし は盗案と叛亂と格別の違ひはない。 盗案で叛亂と言はれない樣であるが、 ることは珍らしくな 廣通 貴の叛亂があつた。 の年號を立て、 廣西、 康熙時 縣 抗官拒捕となり、 されしことは東華録に見えて居る。 した 0 生員、 湖南の接壤地廣東連州の猺人 る師宗州の生員の子魏枝葉を戴き、 代には猶ほ して、 廣南、 臨安縣 衆を聚め不軌を圖りしことが ريا د 乾隆三十九年山東に起つた 康熙四 其 0 開化を取り、 勾結脅煽ごなり叛亂とな 生員等が の外康熙四 十年四十 六十年の臺灣朱 盗案が大きく 期の 蒙自より、 支那 十五年頃雲 0 桂 叛亂、 康熙 i n 年の る生員 主の子 に於て 廣 文 五. は

創立 歸 E, 間 十七年馬明心が撒拉爾(Salar)に入り、 てある。 焚死した。 迫し、漸く之を平定した。 臨清州城を攻撃し、 五の叛亂が起つた。 は京營八旗を率ゐて進討し、 の如何に多か に現在審訊の犯一千三百七十二人とあり、 白蓮教徒王倫、 時官軍を手古摺らした程であつた。十月の上諭 の新舊教) Ų 思民を煽惑し、 壽張縣城を占領し、 乾隆四十六年並回馬明心、 乾隆四十七年五月阿桂の上奏に、 恩回を煽惑し、 天方不傳の祕を得たりと詐稱 乾隆四十六年、 の争ひが つたかは想像される。 王聖汝等の亂は一月餘で平定した 元帥、 原因となつて、 左宗棠の詩,禁絶回民新教 摺 堂邑、 不帆を謀つたことが 王倫は城内に敗竄して 總兵等の官職を設け、 四十九年に甘肅回教徒 之を臨清舊城外に 蘇四十三西域より 陽穀二縣城を陷れ 蘇四十三、 大學士舒赫 Ų 禍 福を安言 撒力が 乾隆二 新教 附從 述 to Ш 脠

地方官の訪明を經

て、

賀麻六乎

さなし、

聖を顕

はすど妖言し、

搖頭念經

教は送葬に脱鞋せず、

新教

は夥誦し、

哪窓し

頭搖し、

新教は兩掌を合せずして向上し、

の上奏に乾隆二十七年頃舊教の韓哈齊が新教 が撒拉爾章哈寺の牆壁に於て門を畫 河州協の副將をして査辦せしめんとした 陝甘總督が舊教徒の控告に依り、 新教徒を約會し、鳥槍器械を持し、 惟だ老教は誦經に合掌向上し、 韓哈戸長と云ふもの 新教は脱鞋すると見え、 新数の教規は大略老 舊教徒四十餘人 老殺は端 後又撒拉爾に 新舊教の差異 乾隆四十七年 請來 肩聳 l 蘭州 が從 Ļ 跳 坐誦 Ų き闘 舞 别 府 は 阿 す 0 老 經 る。 る様に 敎 いかり 傾ける官を敵視し、 件を懲辦する責任があり、 仇殺を辭せざる樣な激烈な熱狂的態度は、 其の新舊の爭ひに於て、必ず舊敎を服從せんとし を爲すこさを目的とするものとは考へられ ると言つて按察使衞門に具呈したことが見えて居 を為して愚回を誘惑し、 自から神靈に託して、 **教規の異の如き細節は固より其の輕重に關係はな** 從して新敎を流傳することが出來ぬ樣に考へ、屢 ない様に沈溺せしむるに至るからである、 々叛亂を惹起すに至つた様である。 大道に陷つても知らず、 Ø 阿桂は猶ほ同じ上奏中に撒拉爾に於て止だ新 新数の必ず斷絶しなければならぬ 述べて居る。 種は多く白褐を穿ち、 之と拒抗 新数は初 禍福を安言し、 顯戮を加 役使に甘心せしめ、 自 しなけ 一然舊敎を保護するに めより官に抗 **翡辮を短く翦つて居** 左宗棠の摺に れば舊教を服 られても悔い 能僻の行為 所以は、 仇殺事 し叛亂 ģQ かゞ

彼等を戕害したことが見えて居る。

に就いては、

左宗棠の摺に、

(舊) 教と同じく、

の知 を殺し、

府、

るに蘇四

十三は

なかったので、互ひに相仇殺し、

に新教を立てんとし、

三月蘇四十三は鰲師馬明心を安定 に 潜來し經を傳へ衆を惑はしたこと、 を放逐され、

原籍循化に回へされ、

清朝の諸叛亂さ支那叛亂の性質

第二號

からざるに至ると言つてある。 世らるれば、酔の如く、癡の如く牢として破るべ回性は多疑善詐常人に異るも、一たび新教に蠱惑回性は多疑善詐常人に異るも、一たび新教に蠱惑が高階を醸して天下

蘭州城にあつた馬明心を斬つて内變を靖んじ、 のである。 抗拒した餘黨を殱擒して漸く平定するここを得た 三等を攻破して之を斬り、 大臣海蘭察等と蘭州城外の山巢に踞守した蘇四十 **寧鎭總兵は河州を收復し、** 常の苦戰であつた。布政使王廷袞は捕虜となつて **鎮管舊貯の火薬を用るて死戰したので、** の閏月を經て七月初めまで七箇月程で鎮定したが 蘇四 時は河州城を占領し、 民 間 十三の叛亂は乾隆 の糧食財物馬騾驢牛を一室搶掠し、 田五は矢張り馬明心の徒弟で、張文慶 省城協州府の關廂を焚焼 四十 六年 三 月から五月 華林等に占聚して死守 大學士阿桂は領侍衛內 官軍も非 河 西 州

> 民も勾通内應せんとし、 所属の小山で事を起し、 期に先だちて舉發するものあり、 明心の復讐戦を起さんことを全てたのである 李可魁等で乾隆四十九年五月初 帯の村莊を搶掠したのであ 鹽茶、 西安土堡を攻破し、靖遠 るが、 安定等に於ても同 Ŧī. 四月倉卒に固原 日を期して、馬 靖遠城內 ゟ 回

時に聚擾せんとするものあり、

遠近の回民は附和

死したが、餘衆は馬家堡に屯聚し、又馬家堡よりした。田五等は漢民は回民を剿洗せんとすと言つした。田五等は漢民は回民を剿洗せんとすと言つ賊人於四十六年,即已修,理石峰堡,上年五月又加城人於四十六年,即已修,理石峰堡,上年五月又加城人於四十六年,即已修,理石峰堡,上年五月又加城人於四十六年,即已修,理石峰堡,上年五月又加城人於四十六年,即已修,理石峰堡,上年五月又加城人於四十六年,即已修,建石峰堡,

攻破し、

又石峰堡に於て聚擾し、

H

に益々滋蔓し、通渭縣城を

奔竄して四出勾結し、

隨處に屯聚し、

第十一祭 ØF. 窕 清朝の諸叛亂さ支那叛亂の性質

乾隆五年直隷長垣東明二縣の大 陝甘總督福康安は前後禁族八 **拏獲の首從道犯及び各賊** 山東敷省間に往來して、 叉石峰堡の賊 ぐる所 る。 る。 L かゞ 西 梁山、 --年直隷の八卦會教匪が夥を結び單縣に監禁中の會 乾隆四十六年四川省の園匪が黨を結び群を成し、 十三年三十四年の叛亂、 縣道衙署に擁入し道臺を殺 首を救出せんとし、 く飄髱往來掠奪を縱まゝにした樣 に

窟入し、 五. な事件は隨分多い。 0) H 一十二年の叛亂 年乃至五十三年の叛亂、 城逃逸せるに乘じて城池を占領せんで 塾江等の縣を搶劫し、 復た 河川 ક あ 其 うった。 12 大名府城内の大名元城二縣 鰚 の外臺灣人民黄教 臺灣人民林爽文の乾隆五 回 Ų Ļ 湖北、 湖南苗人の乾隆五 無 家人を斬殺 ない 人の境に 貴州等の隣省 乾隆 の乾隆二 Ū $\overline{J_1}$ 入 L 兵役 た様 十 る 如 0

千有

徐里、

大小村莊千二百除處を搶掠

į

二千餘名を傷斃

したと云ふ

ことが

述べて

あ 大小

大學士阿

桂、

小山に事を起してより勾結蔓延し、

賊蹤過

て

地

方を擬害した。

同年十月の上諭に、

逆回

DE, 然し を企て、 會匪、 私 0 は好光を靖んずる為めに發せられた乾隆 時代と 事を 逆匪なごの 寒ぐる 称せらる の乾隆帝の上諭なごを讀んで、 に及ば 隠謀事件の ル すい 0 して敗露 時代に於て叛道 如何に多い ŤZ 3 カコ

河州の

人民が邪教念經を以て衆を聚め、

火を放ち牌坊を拆毀した様な、

乾隆四十二年

安邑縣の村民が七八百人の衆を聚め、

盜が

: 湖廣、

江南

河南、

乾隆時代に於て、

専ら官署の庫銀

を劫掠

Ĺ

た様ない

乾隆

陸十二年:

山

殱綯

l Ťz

賊回は二千餘、

0)

眷屬

雑は三千餘に及んだと云ふことであ

營を園攻し、

張文慶を始め賊首賊目を全數擒獲

旗を率ゐて先づ底店の賊を勦討

Ų

て軍

師

を設け、

白

布を以て入敎者の標

識

旛

村に

占聚し、

官に抗し

が捕を拒

縣城を圍 となし、 教主を立 ·甘肅 2 不軌 敎 清朝極盛 帝の聖訓や東華録 (三) 五

時代に大に發すること能はざりしものが、其の爲白蓮敎其の他の邪敎に關係あることを考へ、乾隆と云ふことを考へ、さうしてそれは十中八九まで

Œ

究

めに却つて暗獣の間に浸搖し潜布する機會を得て

隆時代 のは、 と考ふべきが如く、嘉慶時代の白蓮教の叛亂は乾 光時代の種々の名目の匪盗會徒の活躍脈動の結論 の準備であつたのではないか、 準備であつた如く、乾隆時代に大叛亂がなかつた の末年から起つた成豊、 ない 嘉慶時代に至つて遂に大に發するに至つたのでは の白蓮教の潜 嘉慶時代の初年から起つた白蓮教の大叛亂 道光時代に大叛亂がなか 布密行の結論 同治時代の髪匪の大亂の 髪匪の大叛亂は道 ったのは、 と考ふべきでは 道光

彦成の上奏に見ゆる教名を用ゐ

ない

からと言つて

清茶門敦、好話教、義和門教、佛門教、紅陽教、震卦教、坎卦教、離卦教、金丹八卦教、大乘教、重謀總督那彦成の嘉慶二十年の上奏に據ると、

13

v

か

との感を禁ずるを得な

來教

は大乗教の

別名であり、

卽ち離卦教

の改名、

元 現に好話教は即ち離卦教の別名であり、 蓮教の分支、 ることは有り得べきことで、其の他 私に教名を立て其の邪教たることを隱蔽せんとす 彦成の教犯の供出に據つて奏報して居る所である 卽ち離卦殺の改名に外ならないと云ふことは、 白陽教、 々白蓮教は國法違反の邪教のことである 一炷香、 改名或は別名の様である。 如意門敎 等 の 諸 邪教 の邪殺でも那 議 窓 窓 の 大 数 公 奏 は 大乘教は か B 那

二百人からあつたことが發覺したのであるが、西府蒼山の張保太を敎首とせる西來敎を奉ずるもの乾隆四年に江蘇常州府江陰縣の一縣で、雲南大理自蓮敎の關係がないとはごうして定められやう。

黨多きものは數百人に上つたと言つてあるので分上年雲南張保太案內の大栗敦は數省に蔓延し、邪白蓮敎の分支であることは、乾隆十三年の上諭に

であらう。 陜 西 の 悄 Ì₹ × 會乾隆五十 0 樣 な Ġ 0 Ġ

同 か

派

で

なく、 乾隆

氣を通じた

る事質

が

73

Ų,

と云 教と

ኤ

貴州

引

る。

-|-

年

四

河

總

督

は鐵

船

教さ

大乘

は

指摘 蓮教 敎 る Ó ち白蓮教に關係が 多 か 人 却つて究出されず、 捕 かゞ せることを上奏して居る。 、雲南、 ば Ŀ 廣 Ü ح 所なきを訴へて居る。 3 獲 隆十一年貴州總督張廣 かゞ ż 終熄したと云ふ意味 諭 ζ n 却つて雲南 關 に三省 てあ ے 係 軽氣を通じ、 れた發匪が 貴州、 n カゞ は るっ 15 邪敎 Ū 犯案として完結 で 四 四 ح 13 ĴΪ 四 Ш は究出さ は 0 總督 案は旣 川人を供出して 數 言 各省の 四川省に於て供 い と云 省 ^ に蔓延 では n か 泗 の上奏に .. う云 此 E ፌ 匪 n は 完結 0 瀕 な の年 白 な したと云 Ļ |蓮教 ง ใ で ኤ 12 Ġ 那 ġ あらうか 勾 四 と云ふ事實 L 雲貴省 上諭 Эij ġ, 私は 数は大乗 結 出された雲 の徒 72 一ふ意味 と逃 邪 に大乘 乾隆 稄 四 0 肆行 河 ず白 0 に於 を

敎

奸

カジ

で

貴

は T 敎

箏

第十

卷

M.

窕

清朝の

諸叛亂さ支那

叛鼠の

住

九 邪

十

四

省

Ō

邪發

粢

も大乗教

に關

カゞ

で

7 同

あ

3 年、

Ō

では

な 年

b 0

か

ح Ш

考

る。

年 卽 忌 民

あ

三五 (三)七)

のであ 久に終熄しないでは 其の傳教聚徒を終熄せしむることが出來なか 乾隆三十三年 黨羽を散じて完結した江蘇大栗 る。 處が發見され 私は支那に於て一たび起つた邪教は 江蘇蘇州城 ない tz o か 乾隆 とさへ考へて居 外に大乘 四 年 狡 に首犯を 0 無 犯 為 叛鼠の る。 敎 二教 柳貴 つた 案は 一性質 永 0

父が乾隆三十六年安慶府で傳教し、 此 の上奏に、 数主 こなし、 直 すと言つて 隷の宣化府が最も甚だしく、 0 温 轉交して貰う為めに送つて居ると言つたことは 乾隆三十三年の上論に大乗、 教 され、 年の上諭に見えて居 石 佛 義和門教 П 灤州 あり、 祖父が發遣され 文毅公奏議には深州の地さなす此の上論昌黎縣の地さなすも、 布施銀銭は 石佛口 乾隆三十六年湖 如意門教の教首、 の白蓮教徒王殿 る。 河南杷縣の監生某に教 たこと 厦 那彦成 々懲しても屢々犯 無為等の邪教は 北 大乘 那 發売して父が で捕 の嘉慶二十年 魁の父や祖 河南商邱の 0 教 É 紉 一忠順 3 金丹 n Ī を 直

誘は 0 は 出を經ないものとは、 從者 ある 九年 年 郜生文 七十二人とあることは前に述べた通りである。附 敷百人に上つて居 徒の供述で、 必ずしも湿 犯案で正法されたことが見えて居 の孔萬林(北方元上坎宮孔老爺)は乾隆三十七年 王中(東方震宮王老爺)坎卦敦の教首、 年の犯案で正法され、 上諭 な 北京正陽門外で捕縛さ かゞ れたと分か の如何に多か は山東で白蓮教徒王倫 と言 に白蓮の邪教其の傳甚だ外しく、 (南 此 つてある く謀叛者 0 :方離 庐 それに關係ある成功會 の上諭 つても、 宮頭殿具 つた ることが發見さ 0 では でも それまで蔓延せしむる必要 15 か 震卦教 改悛 は な れた河南 人即 現在審 5 想像さ 0 叛亂 せるものと、 此 老 の教首、 逝 0 爺 る。 n 犯 Ŀ 訊 カジ n 祥符縣の大栗教 る。 諭 勃發 72 は 0) 0) の食員は男女 犯 乾隆 供 に入 乾隆三十 山東寧陽 山東帯澤の 叉此 王倫 出 乾隆三十 した年で 未だ供 、教者は T_E 千三百 三十六 經 0 0 俪

を以てしては最早や抑えきることが出 東に於ける白蓮教の勢力は清朝 等の數省に蔓延したことが分か なつたことを示すものであるまい Ĥ 並 一教が江蘇、 湖北。 河南、 る。 安徽、 の邪教禁止の政策 カコ 王倫 家な 直隷、 の亂 1 様に 山東 は Ш

記や、 河南人であることは東華録に依つて分か に劉松が安徽人である樣に言つてあるの カゞ | 捕縛されて甘粛隆德地方に發遣されたとは聖武 乾隆四十年河南鹿邑縣の邪教案あり、 乾隆五十 九年 の上諭に見えて居る。 る。 教首劉松 は誤りで 聖武記

頮 州の人民が邪教を設けて衆を聚め、 省に流傳したことが分かる。 を念み、入敦者は皆白布を以て號と爲さしめ、 の紅陽 乾隆四十年 教 直隷總督の上奏に據ると、 炷香, 如意會等の 乾隆四十二年甘肅河 郭 旛を堅て、 敎 が 白蓮 旣 に盛京 敎 經 四

鲆

究

清朝の諸叛亂さ支那叛亂の性質

邪激は流傳年外しく、 い。 派を分かちて傳教し、 に属するものであつた。此の時の上渝に八卦 縣道衙署に擁入して、道臺を殺した賊 を傳布し、 教主、 であつた。 せしめた奸民も雲南張保太の大乘教に屬するもの 差役を傷けたと云ふのもごうやら白蓮教 乾隆四十四年四川榮縣、 軍師 僞印を捏造して衆を惑はし誘ひて入夥 乾隆五十一年直隸の大名、 なざを置き、 愚民は 且つ八 村に占聚し、 經を念めば災を消し 挂 宮順縣に於て邪言 多 名 とし、 元城二縣 徒は八卦會 捕を の叛亂 各支 一會の 拒 3 0

に捕縛せられざるべしと言つてある。 結する時なか 延せしむることゝなるべ 為め人心を惶懼せしむるのみならず、 せんとすれば、 敦せるものも必ず多かるべく、 若し徹底的に究治 福を求むることが出來る樣に考へ、 るべし、 輾轉板引して必ず犯案を敷省に蔓 さうして要犯は却 < それでは逼處搜拿の 煽惑されて入 此 白蓮教の各 つて容易 の案も完

完 * 地 九年 王子重に封號を求めたことが**分**か するものなく貿易を行ひ生計も裕かであり、 の供 喀什噶爾に發遣され伯克(回子)に奴として役使す 五十三 河南 ら喀什噶爾まで往つて其の家信を送り届け、 る為 つたことを撃發するものがあつた。 至行開路兵人の封號を貰ひ、山東で原敎を興復す 省に蔓延したことは想像され る委任を受け、 いて山 乾隆五十六年陝西の八卦教徒が、王倫の叛亂後 に乾隆四十年河南鹿邑の教案に依り甘肅に發 |方に發遣された六人の教徒も交結聯 |述に依り王子重は役使された伯克の死後管來 致徒 め給興された震卦の掌教王子重に遙々山東か 直 「西でも震卦教徒の捕縛さるゝものがあつた 年に河南で多數の霞卦教徒が捕縛され、 一隷等に分住して居 が捕縛さ 銀兩馬匹を資給されて陝西に歸 ņ 離卦 ることを供 教の總頭目副頭目等が る。 つた。 此 此 出 の年 の八卦教徒 した。 乾隆五十 絡 河南 して、 葉が 東眞 省で 續

援け、 することを委任したと云ふのでも分か とは、 詰を加へたことを述べて居 とを見遁す譯に往か れが却つて山 轉世につき連日各犯一百二十餘名を提訊して、 の叛亂鎮定後、 は倡首惑衆の人で、彼等の稱せる牛八或は彌勒 朱之清は乾隆五十九年湖北で王應號と共に捕縛さ 協は宋之清をして衆人に向つて打丹銀 遣された河南の劉松が 云ふことである。 れたが、 しめ、得るに隨つて劉松に送給した事が分かつた。 劉之協、 十八年まで六度隆德に劉松を尋訪したこと、 叉其 劉松が陝西の八卦教徒に山東で原教を興復 劉之協の徒朱之清は乾隆五十四年か 劉松や劉之協のことは供述しなか の活動を刺戟 東以外の各 山東に於て白蓮 湖北巡撫は王應號、 捕獲され、 Û 省に於て白蓮 る。 た様の結果を來したこ 一教徒の 山東に於ける王倫 其の舊 宋之清二 教 る。然しそ 屏息したこ 雨を斂收せ の流傳を 徒安徽の つたと 。 五 五 佛 犯

第十一卷 Ħ 窕

遂に不靖を圖り、

劫運が將に來らんとす

帝の末年四川、

陜西.

湖北等の白蓮教徒は益

々衆

河南敷省に流布したことが分か

る。 四 河

聖武記

に乾隆

であることは疑ひなく、

それ

カゞ

陝西、

湖北

ごを聞き正して上奏して居る。此の邪教の白蓮教 する途中で多數の敦徒の為めに奪囘されしことな 八大功祖と稱せられて居ること、

陳

金玉が

~湖北省 に護送

に於て張、

高

醉

梅

梁、

孟、丁、蕭の八姓が

河南陜西に此の敦を學習するもの多きこと、

河南

牛八を保扶して事を起さしめんとして居ると説

たこと、牛八は卽ち朱紅桃と云ふものであること

生し、已に生れて河南無影山

縣登 封

の張家に在り、

徒を聚めて轉授したこと、

陳金玉は現在彌勒佛轉

なし靈文及び觀音祖師等の呪文の傳授を受けて、

民は乾隆

五

十七年以來湖北竹谿縣

の陳金玉を師 四川大寧縣

乾隆

五

十九年四

川總督福康安は

の人 نح

で四川夔州府の差役に捕縛されしも、

四 加

> **重幼だからと言つて新彊に發遣されたと云ふこと** 八年に發覺して、 戴き明裔朱姓と詭稱: と倡言して、 が見えて居る。 河南鹿邑の白蓮教徒王氏の子發生を それぞれ伏罪したが、 流俗を煽動 王發生は 乾隆 Ŧ.

圖らなければならなかつたから、 完案とか定案とか結案とか言つて、 を破り、 屢ゝ懲治せられ、 謀逆等の事件が、 を懲治すれば、 る恐れがあるから、 何處まで牽累株連するか分からず、 すると云ふことは出來ず、 であるが、 類の邪殺徒や、 さう云ふ有樣で、 を懲して百を警むる主義を以て、 然し政府は其の都度之を徹底的に宪治 黨羽を解散 回教の新教徒などの抗官、 又叛亂の場合は討伐せられたの 所謂破案と言つて屢ゝ發覺し、 逃散潜匿に依り或は首惡要犯 乾隆時代を通じて、 徹底的に究治すれば、 Ļ 其 懲治せられ、 の結束從逆の心 務めて速結 事端を激成す 白蓮 所謂 敎 割

清朝の諸叛亂こ支那叛亂の性質

伐せられた後 地方に浸る潜布して、 て一地方に於て抑壓禁止せられたる結果、 ર્ક, 此 等の邪教徒は熄滅せず、 層兇徒を煽揚することに 清朝の諸叛亂さ支那叛亂の性質 廣く各 却

なつた様にも思は

n

乾隆時代の末には、

嘉慶時

淨することが出來ない を強斬したるは、 13 代白蓮敦の凱の舞臺となつた湖北、 と比較して功尤も偉なりと言つてあ せざる寫め、 額勒登保が白蓮敦の首道蕭占國、 河南各省に盛んに蔓延し、 ż 流傳する様になつた。 諸將の但だ渠魁を獲て餘匪を淨 のは獨り臨陣諸將のみでな 甘肅、 嘉慶四年の上諭 張長庚、 山西、 四川 る か 直隷なご 心に經略 除匪を 治 陝西、 添融

せし

あ

完業の時がなくなると云ふ様な上論

が發

邪教 者は必ずしも盡く謀叛者ではない、 出 來 な は固より査禁しなければならぬ カコ tz と云ふことは、 其 Ō 遊犯の供出を が、 時 0) 上諭 然し入教 (;

とは言はれない、

之に波及株連せしめてはならぬ

Ш 東王

偷

經て誘はれて入教したことが分か ならぬがっ で蔓延せしむる必要は ものとか、 未だ供出を經ないものなごは、それ 太虚であつてはならぬ、 ない、 根誅は絶たなけ つても改悛 仲尼の己甚を ń した ţ ば

ことなれば、煽惑を受けたる恩民も多か 案の時に、八卦會の邪殺は流傳年久しく、且つ八卦 分かる。 為さいる句を忘れてはならぬと言つてあるのでも 底的に究治しては輾轉板引して犯案を各省に蔓延 を以て名さなし、 乾隆五十一年の直隷大名、 各ゝ支派を分かちて傳教したる 元城二縣の るべく徹 敦

從は 逝は論ず 敦案の徹底究治が出來ないと云ふよい例である。 せられしことは前に述べ 回教の新教徒 なけ れば、 Ź も教の新舊は論 無辜守法の良民である、 の叛亂なざに就いても同様で、 た通りで、 じな 63 新教 支那に於て邪 邪 でも逆に 亂民 從

研 究 清朝の諸叛亂こ支那叛亂の性質 態度を飜

へしたのであるが、

新教徒の執迷は、

はらず、

尚は陽

に奉じて陰に違うものあらば、

である、

新教の回民に益

なく禍害の烈なることが分か

の時こそは斷じ

T

再び曲貸

しな

v

· 건 국

š

新發に從ふだけでは罰しな

んな上諭で改めしむることの出來る程淺いもので それでも執迷悟らず、今度の寛免にも拘 李可魁等でも皆誠戮 其の他は追究を免 五の叛亂の鎮定後 これこそ邪教亂 の創始者たる馬 しく革面洗心し 又新教を興 と云ふ前 様な上諭 しなけれ 同して謀 る筈 ઇ 其 を 0 居 たか かゞ 舊教徒に各事行事の異つて居る新教 滋事の時、 醇の如く癡の如く牢として破るべ 奏請して居るのである。左宗棠は回性は多疑善詐 飢となり、 遂に同治、 それだから此の後新教の勢燄は益 することを顧みないと云ふことも想像され め 査察の甚だ嚴なる為め、 のであることは、 で常人に異るが、 を止めて、 はない。それに地方官として、かう云ふ ない、 る。)按名査緝して辦理を嚴行すべしとの上諭 らと言つて、 乾隆四十九年七月の上諭 舊教徒に曉諭して新教徒を一 左宗棠は回民の新教を禁絶せんことを 新教徒を徹底的に窮治して事端を激 光緒時代 新教の飭禁後仍は之を暗習するものは 乾隆五十四年西寧回教徒の聚 都合のよい前 度新教の蠱惑を經れば、 の陝西、 公然顯露せざる 甘肅の回 の上諭 は新 ינל 々盛んさなり、 らず の分か 教を禁じた |教徒 ŀ. K 12 ノと述べ 指 依 諭 ない が發せ らぬ筈 0) カゞ 出 ること 卽ち あ せし 楽 7 成

U

自新の途を與

へる、

今後は宜

逆に加は

りたるものは治罪し、

ばならなかった。

四十九年六月 東華錄、乾隆

田

乾隆四十九年七月乾隆帝は平日並犯と通同

民であると云ふ上諭を發して人心を鎮撫

査究すべきものは從道の回匪で、

z

妻子眷族まで駢誅されたことを考へて

復せんごした田

Ŧ,

張文慶、

明心も、

新教に從ひし蘇四十三でも、

て從來の舊敎を遵守すべし、

新教

第二號

四一

て居るのでも分か る。 清朝の諸叛亂さ支那叛亂の性質

所謂一を懲して百を警しむる考へであつた。然し ら、之を機として改心すべしと云ふのであつて、 白蓮教徒其の他邪教徒の執迷も回教新教徒の執迷 すことも免れざるべきを思ひ、 なざの、名をそれに藉りて無辜の良民に累を及ぼ 首悪要犯同様懲治するも

慨然であり、 が、 或は叛亂に加はらなければ邪殺飢民でないとは言 それだから邪教である譯で、 だけでは罰しないとは言つて居らない。其等の邪 政府は徹底的 れて入教した様な愚民を、 **教は大清律に於て禁止の明文もあるのであつて、** の新穀徒の叛亂の場合の樣に、其等の邪敎に從ふ つて居らない。 乾隆時代の白蓮教 邪殺 の邪殺たることも知らず煽惑或は誘脅さ に究治は出來なかつたが、 本來は徹底的に究治すべきである 類の破案或は叛亂の場合、 それだからと言つて、 それに從 今度は寛発するか 又肯吏差役 つても謀道 然し回教

> 其の結果嘉慶時代の自蓮敦の亂、 各種の犯教案の中心の事實を為すものであるから らぬ筈なきも、 破らんと謀つたものであり、乾隆五十九年白蓮教 幾度の破案、 ともあり、 護送の途中、 るのを救出する為め、 教案は八卦教徒が教首が山東單縣で監禁さ も同様で、乾隆五十一年直隷大名、元城 つたものであると考へるのである。 ることはなく、 せず、却つて輾轉流轉して益ゝ其數を增すも減ず 類の邪教教首陳金玉が湖北で捕縛さ 抗官拒捕の重罪犯を構成することは知 懲治を經ても、 多數の教徒等が之を强奪した様なこ 知つて之を僻しないと云ふことは 犯教案は續出したのである。 官を殺し、 邪教徒は改心などは 庫を搶し、 天理教の飢さな n 二縣の犯 [2] įι 私は 別に 獄を て居